

鋼船規則

規則

A 編 総則

2011 年 第 1 回 一部改正

2011 年 6 月 30 日 規則 第 18 号

2011 年 2 月 3 日 技術委員会 審議

2011 年 2 月 25 日 理事会 承認

2011 年 6 月 24 日 国土交通大臣 認可

2011 年 6 月 30 日 規則 第 18 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

A 編 総則

改正その 1

1 章 通則

1.2 船級符号への付記

1.2.4 船体構造・艤装

-1.を次のように改める。

-1. **C 編 29 章**又は**CS 編 24 章**を適用して船体構造の一部をタンクとして液体貨物をばら積運送する船舶については、船級符号に“*Tanker*”を付記する。また、積載貨物に応じて**D 編**、**H 編**及び**R 編**の関連規定を適用して引火性液体貨物をばら積運送する船舶であって、-2.又は-3.に該当する船舶以外のものについては、当該貨物の引火点に応じて次の要領で付記を追加する。

- (1) 油以外の貨物であって、引火点が ~~61~~60℃以下のものの場合：
Tanker, flammable liquid-flash point on and below ~~61~~60℃ (略号 *TFLB~~61~~*)
- (2) 油以外の貨物であって、引火点が ~~61~~60℃を超えるものの場合：
Tanker, flammable liquid-flash point above ~~61~~60℃ (略号 *TFLA~~61~~*)
- (3) 引火点が ~~61~~60℃以下の油の場合：
Tanker, Oils-flash point on and below ~~61~~60℃ (略号 *TOB~~61~~*)
- (4) 引火点が ~~61~~60℃を超える油の場合：
Tanker, Oils-flash point above ~~61~~60℃ (略号 *TOA~~61~~*)

附 則 (改正その 1)

1. この規則は、2011 年 6 月 30 日から施行する。

1 章 通則

1.2 船級符号への付記

1.2.1 一般

-2.を次のように改める。

(省略)

-2. 1.1.2 の規定により **CSR-B 編** の適用を受けるばら積貨物船において、船体構造・艀装に関する付記については、**1.2.4-6.** 及び ~~4920.~~ の規定に代えて **CSR-B 編** の規定を適用する。この場合、関連する付記の冒頭に“CSR”を付記する。（例：CSR, BC-A）

(省略)

1.2.4 を次のように改める。

1.2.4 船体構造・艀装

(省略)

~~-10. PO 編~~ の適用を受けた貨物の輸送を主目的とせず専ら洋上で特定浚渫、物件の吊り上げ、消火活動、洋上補給、曳航等、主として海上における所定の作業に従事するための船舶（以下、「作業船」という。）並びに長期間若しくは半永久的に着底若しくは位置保持される構造物については、**PO 編** の規定に従い船級符号に付記する。

~~-11. P 編~~ の適用を受けた長期間もしくは半永久的に着底もしくは位置保持される構造物等については、**P 編** の規定に従い船級符号に付記する。

~~-12. PS 編~~ の適用を受けた貨物の輸送に供されない浮体構造物のうち、原油などの産出海域に長期間或いは半永久的に係留されるものであって、海底から汲み上げられた原油などを処理、貯蔵、及び積出しするための設備を有するものにあっては、**PS 編** の規定に従い船級符号に付記する。

~~-13. Q 編~~ の適用を受けた倉内、甲板上及び／又は船体内に貨物を運送するための浮体構造物であって、推進機関を有しないもの（以下、「はしけ」という。）については、船級符号に“Barge”（略号 B）を付記する。また、構造及び積載貨物に応じて次の要領で付記を追加する。

(省略)

~~-14. T 編~~ の適用を受けた潜水船については、船級符号に“Submersible”（略号 SBM）を付記する。

~~-15. T 編~~ の適用を受けた潜水船の支援システムを有する船舶（母船／支援船）については、船級符号に“Equipped with Support System for Submersible”（略号 EQ SS SBM）を付記する。

~~-16. R 編 19 章~~ 及び **H 編 4.10** の適用を受けた危険物（**R 編 3.2.20** に規定されるもの）

を運送する船舶については、船級符号に“*Equipped for Carriage of Dangerous Goods*”（略号 *EQ C DG*）を付記する。

~~16~~17. **R 編 20 章**及び**H 編 4.8**の適用を受けた自走用燃料を有する車両を運送する船舶については、船級符号に“*Equipped for Carriage of Vehicles*”（略号 *EQ C V*）を付記する。

~~17~~18. **C 編 31.7.5** 及び **H 編 4.9** の適用を受けた石炭を運送する船舶については、船級符号に“*Equipped for Carriage of Coal*”（略号 *EQ C C*）を付記する。

~~18~~19. **C 編 1.1.3-2.**, 同 **23.1.3-3.**並びに **U 編**の関連規定の適用を受けた木材を運送する船舶については、船級符号に“*Equipped for Carriage of Lumber*”（略号 *EQ C LB*）を付記する。

~~19~~20. **C 編 31A.6.2-1.(1)**の適用を受け、本会が適当と認めるグラブ荷役に対する強度検討を行った船舶については、船級符号に“*GRAB*”を付記する。

~~20~~21. その他本会が必要と認める場合、船級符号に特別の付記をすることがある。

附 則（改正その 2）

1. この規則は、2011 年 12 月 30 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この規則による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。

鋼船規則検査要領

A 編

総則

要
領

2011 年 第 1 回 一部改正

2011 年 6 月 30 日 達 第 34 号

2011 年 2 月 3 日 技術委員会 審議

2011 年 6 月 30 日 達 第 34 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

A 編 総則

A1 通則

A1.2 船級符号への付記

A1.2.4 を次のように改める。

A1.2.4 船体構造・艀装

(省略)

- 7. 規則 A 編 ~~1.2.4-1011~~ 及び ~~1112~~ の適用上、計画水深、設計外力等の設計条件については、船級登録原簿に注記として記載する。
- 8. 規則 A 編 ~~1.2.4-1213~~ の適用上、設計深度等の設計条件については、船級登録原簿に注記として記載する。
- 9. 規則 A 編 ~~1.2.4-1920~~ の適用上、同 ~~1.2.4-7~~ の適用を受けた船舶に対して”GRAB”を付記する場合については、以下の例によること。
(例) (BC-XII, GRAB)

附 則

1. この達は、2011 年 12 月 30 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この達による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。